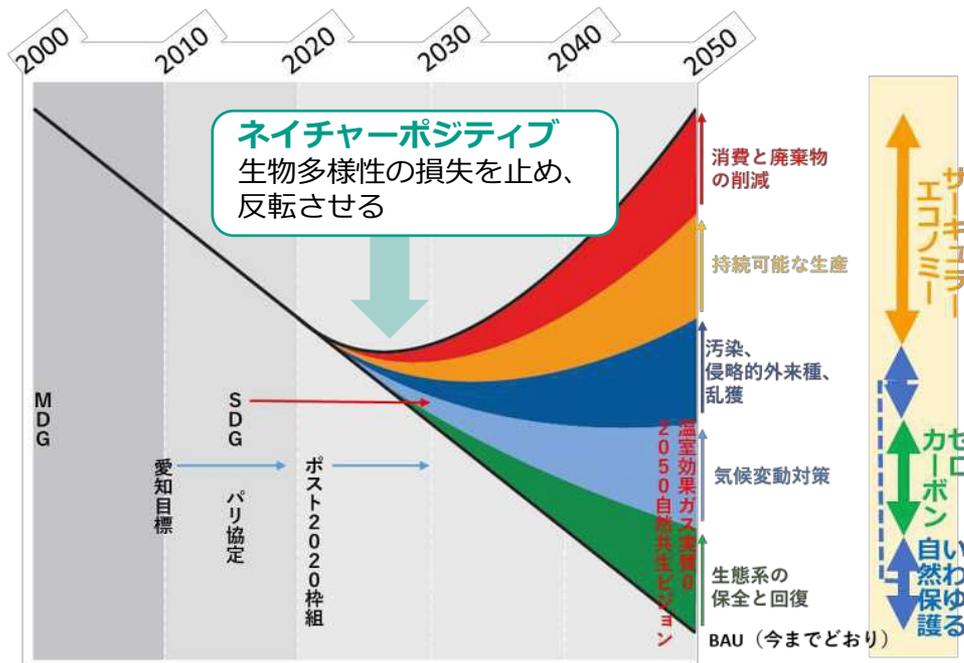
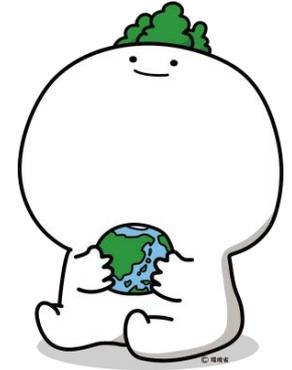


ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

- 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」
- 「G7 2030年自然協約」や、生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考え。
- 経済界でもネイチャーポジティブを目指す動きが注目※。



※ ネイチャーポジティブ経済移行により世界規模で2030年までに3億9500万人の雇用創出と年間10.1兆ドル(約1070兆円)規模のビジネスチャンスが見込める

(出典：WEF the New Nature Economy Report (2020))

ネイチャーポジティブを目指すには、これまでの自然環境保全の取組だけでは足りず、財とサービス、特に食料のより持続可能な生産、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組む必要があることが指摘されている。

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GB05)」を基に作成

【参考】2040年度におけるエネルギー需給の見通し

- 2040年度エネルギー需給の見通しは、諸外国における分析手法も参考としながら、様々な不確実性が存在することを念頭に、複数のシナリオを用いた一定の幅として提示。

	2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)	
エネルギー自給率	15.2%	3～4割程度	
発電電力量	9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度	
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
	火力	68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量	3.0億kL	2.6～2.7億kL程度	
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)	22.9% ※2022年度実績	73%	

(参考) 新たなエネルギー需給見通しでは、2040年度73%削減実現に至る場合に加え、実現に至らないシナリオ(61%削減)も参考値として提示。73%削減に至る場合の2040年度における天然ガスの一次エネルギー供給量は5300～6100万トン程度だが、61%削減シナリオでは7400万トン程度の見通し。

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

公布日：令和7年6月4日 施行日：令和7年6月4日／令和7年7月1日

グリーンスローモビリティの導入と活用のための手引き【概要】

1. はじめに

- パリ協定に基づく温室効果ガス排出の実質ゼロに向けた取組み、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた「グリーン社会」の実現に向けた取組みの一環として、グリーンスローモビリティの導入を推進。
- グリーンスローモビリティの導入を考えている地域の実務者に手引きとして活用いただくことを想定。

2. グリーンスローモビリティの特長

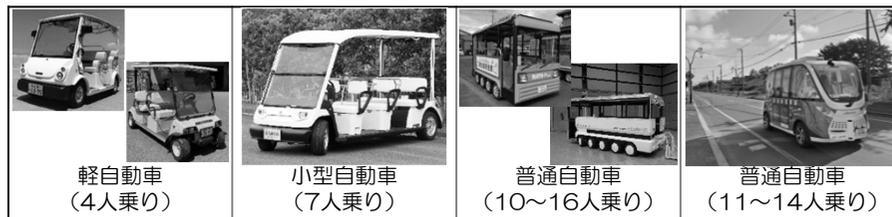
2.1 グリーンスローモビリティとは

時速20km未満で公道を走ることができる**電動車を活用した小さな移動サービス**

2.2 グリーンスローモビリティの特長

- Green：電動車を活用した環境に優しいエコな移動サービス
- Slow：景色を楽しむ、生活道路に向く、重大事故発生を抑制
- その他：同じ定員の車両と比べて小型、開放感がある、乗降しやすい等

2.3 グリーンスローモビリティで活用しうる車両の種類



2.4 グリーンスローモビリティの政策コンセプト

【グリーンスローモビリティが持つ付加価値】

- 車内のコミュニケーションが弾むので、乗って楽しい
- 車外とのコミュニケーションも弾むので、周りの人も楽しい
- 地域の人（高齢者、女性、障害者など）が運転手として新しい活躍の場を得やすい
- 地域コミュニティがデザインしやすいので、運営する人も楽しい

→乗る人・住む人・運転する人・運営する人が「楽しい」

【グリーンスローモビリティの政策コンセプト】

- 従来の公共交通ネットワークを補完する「**低速の小さな移動サービス**」
- 運転手と乗客や乗客同士、乗客と歩行者などのコミュニケーションが弾む機能を持つ「**乗って楽しい移動サービス**」
- 福祉面でのお出かけ支援、地域の賑わい創出、観光客の満足度向上、高齢者の見守り、地域防災・防犯のための絆の強化等の多様な副次的効果を持つ「**コミュニケーション装置**」

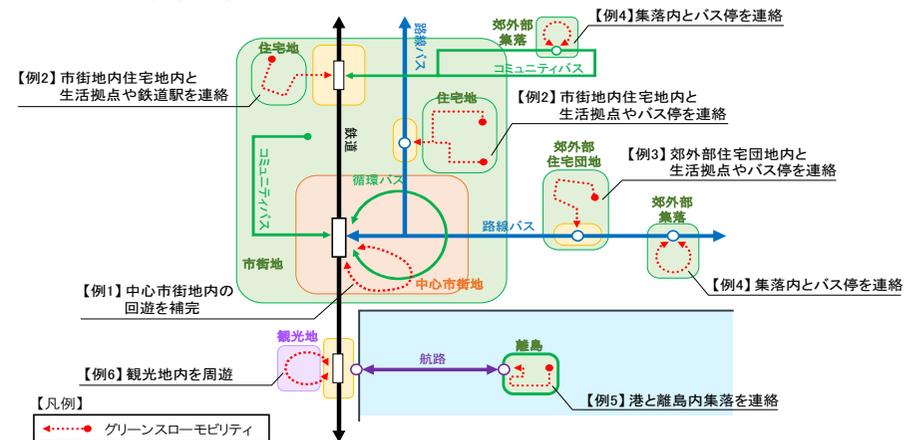
低炭素型・脱炭素型の持続可能な交通、持続可能な地域社会の実現

2.5 本手引きで対象とするグリーンスローモビリティの活用について

- 複数人で乗り合って利用する移動サービスとしての活用を想定。

3. グリーンスローモビリティの活用方策

3.1 想定される主な活用場面

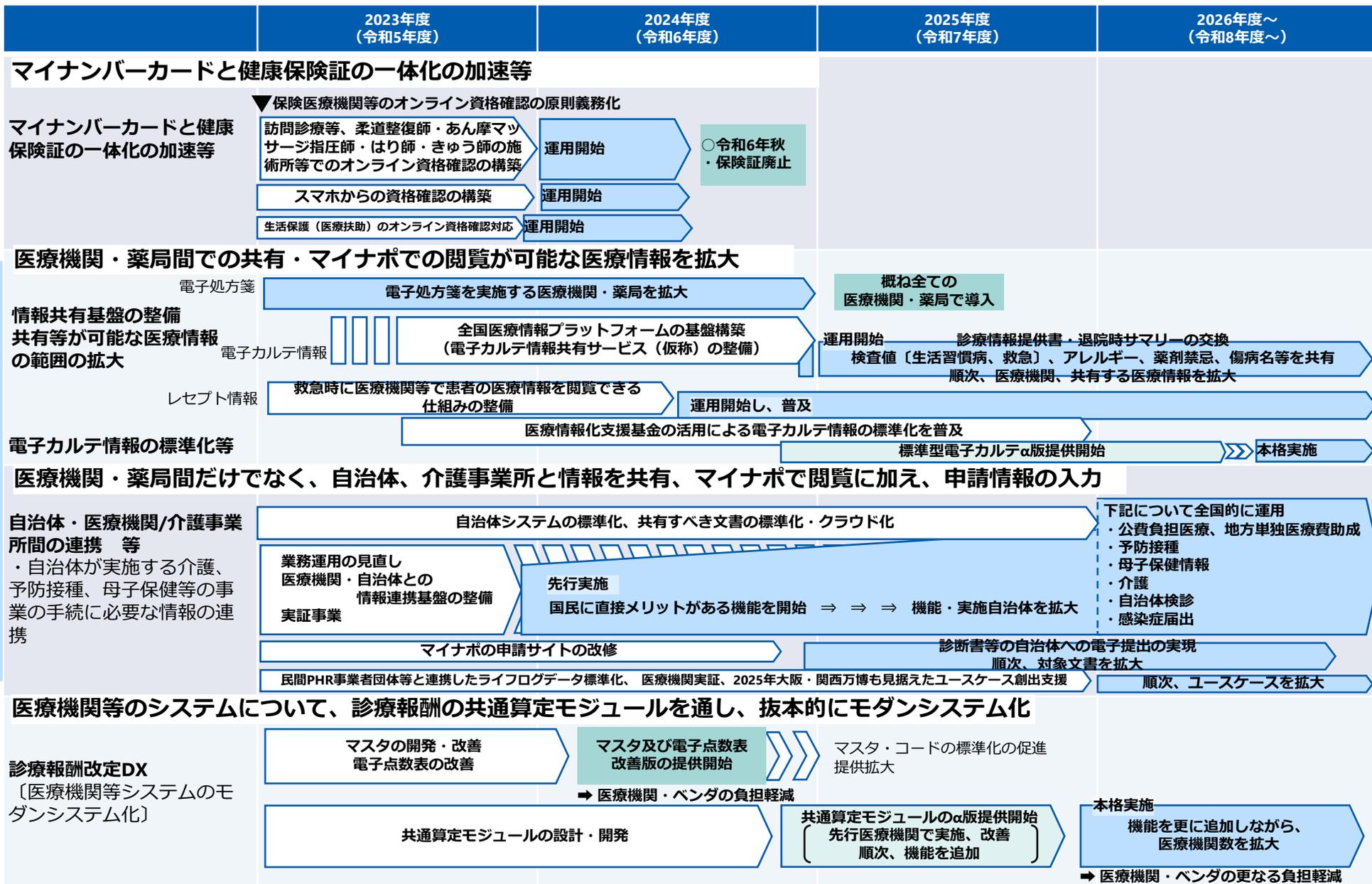


3.2 グリーンスローモビリティ導入によるメリットと留意点

- グリーンスローモビリティの特長から、利用者・運行者等の立場別にメリットと留意点を整理。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

第2回医療DX推進本部
(令和5年6月2日)資料3



全国医療情報プラットフォームの構築

1. 地域医療構想の見直し等②

オンライン診療に関する総合的な規定の創設

出典：社会保障審議会医療部会
(令和7年2月26日) 資料1

1 現状

- **医事法制上、オンライン診療は解釈運用**によって、機動的・柔軟にその実施が図られてきた。
- 法制上の位置づけを明確化し、**適切なオンライン診療を更に推進**していくため、**現行制度の運用を活かす形で、医療法にオンライン診療の総合的な規定**を設ける。

2 改正の内容

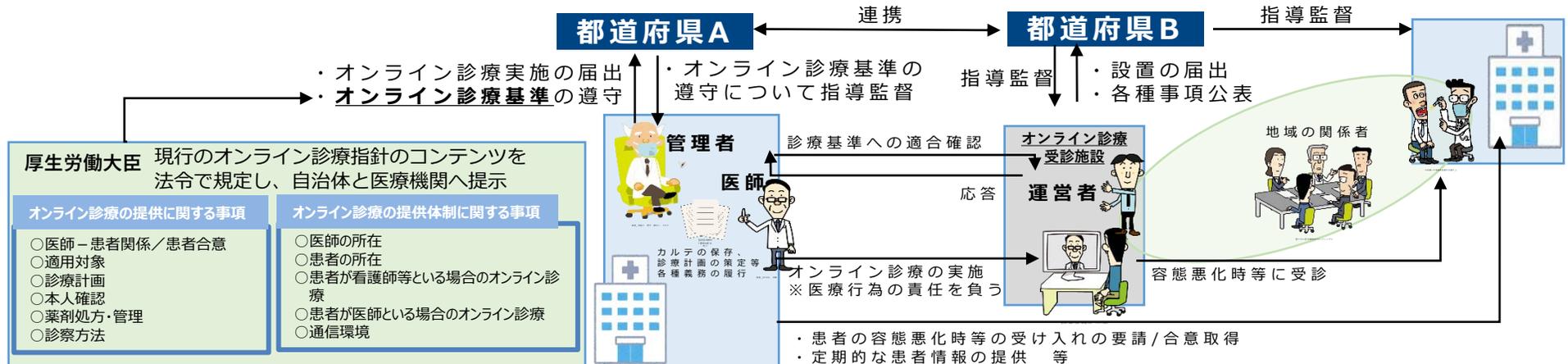
オンライン診療を行う医療機関

- 医療法にオンライン診療を定義づけ、**オンライン診療を行う医療機関はその旨を届け出る**（都道府県Aへの届出）。
- **厚生労働大臣は、オンライン診療の適切な実施に関する基準（オンライン診療基準）**を定め、**オンライン診療は同基準に従って行うこととする**。
- オンライン診療を行う**医療機関の管理者は、オンライン診療基準を遵守するための措置を講じる**こととする。

オンライン診療受診施設

- **患者がオンライン診療を受ける専用の施設として、医療法に「オンライン診療受診施設」を創設する。**
(定義) 施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設
- オンライン診療受診施設の設置者は、**設置後10日以内に届け出る**（都道府県Bへの届出）。
- **オンライン診療を行う医療機関の管理者が、オンライン診療受診施設の設置者に対して、オンライン診療基準への適合性を確認**することとする。
- オンライン診療受診施設の**広告・公表事項等は省令で定める**こととする。

(※) オンライン診療を行う医療機関の管理者は、容態急変の事態に備え、患者の所在地近隣の医療機関と受け入れの合意等を取付し、その過程で、地域医療に与える影響やその可能性について、地域の関係者と連携して把握することとする。



- こどもの権利侵害に関するあらゆる相談通報を受ける。
- 支援策のコーディネートや直接支援によって権利救済を図る。
- 適宜進捗確認をすることで権利救済を徹底する。

